



働き方改革に向けた「週休3日制」を試行します

職員の働く「意識」や「環境」を変え、質の高いワークスタイルの推進や個人の生活充実と成長に繋げていくことを目的として、「週休3日制」の試行を行います。

1.概要

1週間の勤務時間(38時間45分)は変えず、勤務した日に1日の勤務時間を長めに働くことで、土日以外に週1日の休みを追加するもの。

(1)対象職員

次の職員を除くすべての職員

- ・交代制で勤務する消防職員、保育士、会計年度任用職員、短時間再任用職員
- ・部分休業、育児短時間勤務などを利用している職員

(2)試行期間

2024年6月16日(日)から2024年7月20日(土)

(3)適用する勤務パターン

①パターン1

職員ごとに、各週で9時間45分勤務(通常勤務+2時間)を3日、9時間30分勤務(通常勤務+1時間45分)を1日設定、組み合わせは自由とする。

②パターン2

職員ごとに、各週で10時間30分勤務(通常時間+2時間45分)を2日、10時間勤務(通常時間+2時間15分)を1日、7時間45分勤務(通常勤務)を1日設定、組み合わせは自由とする。

(勤務パターンの例)



2.その他

実施後にアンケートを実施し、課題を整理し、制度導入に向けた検討を行う。